

児童手当認定(額改定)請求書

15日以内

《記載例》

請求者・配偶者の個人番号をご記入ください。郵送申請の場合は、**本人確認書類のコピーを別紙1に貼付したものを必ず同封してください。**
同封のない場合は、個人番号を利用した情報連携ができないため、課税証明書等の提出をお願いする場合があります。
配偶者等がいる場合、配偶者等の個人番号もご記入ください。なお、第2子以降の申請をする場合は、この欄は記載不要です。

太枠の中をご記入ください

① 氏名 Name	② 続柄	③ 生年月日 Birthday	④ 国籍	⑤ 同居別居	⑥ 職業 Occupation	⑦ 個人番号 My number	⑧ 課税地 (1月1日時点の住所) Address on JAN. 1st
Edgawa Ichirou 江戸川 一郎	本人	56.7.8	外国	同居	Working 公務員共済⇒加入 未加入 (公務員勤務先) 電話 ()	123456789012	今年1月1日 THIS year 長野 安曇野 市町村 都道府県 海外⇒(国名:)
Edgawa Haruko 江戸川 はるこ	妻・夫	57.8.9	外国	同居	Working 公務員共済⇒加入 未加入 (公務員勤務先) 電話 03 (5662) ×××	123456789013	去年1月1日 LAST year 東京 江戸川 市町村 都道府県 海外⇒(国名:)
⑨ 住所(別居の場合):							
Edgawa Midori 江戸川 緑	子	2.3.4	外国	同居	Working 公務員共済⇒加入 未加入 (公務員勤務先) 電話 ()		海外⇒(国名: オーストラリア)
⑩ 住所(別居の場合):							
Edgawa Akira 江戸川 輝	子	2.3.4	外国	同居	Working 公務員共済⇒加入 未加入 (公務員勤務先) 電話 ()		海外⇒(国名:)
⑪ 住所(別居の場合):							
⑫ 国民年金 Employee pension National pension 3 未加入 uninsured 左記の共済組 国家公務員共済 地方公務員共済 私立学校教職員共済 例) 国立大学法							
⑬ 請求者名義の口座(普通口座)に限り。 ※第2子以降の場合は記載不要。(対象の児童が2名以上の場合も、1名に限り。)							
金融機関名 Branch 江戸川 銀行 信金 江戸川 支店 信組 農協 出張所							
⑭ 請求者住 Applicant's name 江戸川 一郎 配偶者氏名 Spouse's name 江戸川 はるこ 配偶者氏名							
⑮ 連絡先 Phone number 1 請求者 Applicant 080 (01××) 45×× 2 配偶者 Spouse 090 (12××) 56××							
⑯ 課税地 (1月1日時点の住所) Address on JAN. 1st 今年1月1日 THIS year 長野 安曇野 市町村 都道府県 海外⇒(国名:) 去年1月1日 LAST year 東京 江戸川 市町村 都道府県 海外⇒(国名:)							
⑰ 児童手当の支給要件を審査するため、江戸川区が、 ・公簿確認を行う際、マイナンバー(個人番号)を利用 ・審査に必要な関係書類等の提出を正当な理由なく 江戸川区長 殿 Address 江戸川区 中央1-4-1 区役所前マンション2階4号室							
⑱ 令和 年 月 日 認定・却下 審査 入力 確認 TEL確認済 連絡票あり 前消 住基 地日 区市 町村 月 日 受給 者 他: 請・配・無 児 童 数 算定: 支給:							

請求者と別居している場合は、この欄に住所を記載してください。

公務員の方は、
・公務員共済の加入・未加入
・勤務先と電話番号
を記載してください。

請求者の加入年金に○をつけてください。
※第2子以降の申請をする場合は、記載不要です。

保険証の保険者名が
・国家公務員共済
・地方公務員共済
・私立学校教職員共済
の方は、該当する共済に
チェックをつけてください。

国家・地方公務員共済の場合は、請求者の健康保険証のコピーを添付してください。※記号・番号・保険者番号を黒塗り等で被覆してください。

請求者名義の口座を記載してください。
配偶者・児童名義は指定できません
※第2子以降の申請をする場合は、記載不要です

・課税地の確認のために必要です。
今年の1月1日に住民票のあった自治体(注)の区市町村名まで記載してください。
・日本国内に住民票がなかった場合は国名を記載してください。
(注)住民登録地と違う自治体で課税されている場合は、その区市町村名を記載してください。

・日本国内に住民票がなかった期間が、以下に該当する方は、別途添付書類(①または②)をご用意ください。郵送申請の場合は同封してください。

【支給開始月: 6月~12月】の方で、今年の1月1日に日本に住民票がなかった場合
⇒今年の1月1日に日本に住民票がないことを証明するための書類 ①または②

【支給開始月: 1月~5月】の方で、去年の1月1日に日本に住民票がなかった場合
⇒去年の1月1日に日本に住民票がないことを証明するための書類 ①または②

①日本国籍の方⇒戸籍の附票の原本

(出国日と入国日の記載があるもの)

②外国籍の方⇒パスポートのコピー

顔写真のページと、その年の1月1日に日本にいなかったことを証明できるページ)

(支給開始月について)

児童手当は申請の翌月が支給開始月になります。ただし、15日特例に該当する場合は、要件の発生した月の翌月(=申請した月)が支給開始月です。

※15日特例⇒月の後半に要件(出生・転入)が発生した場合に、要件の発生した日

(出生は出生日、転入は前住所地の転出予定日)の翌日から15日以内の申請
ならば、要件の発生した月の翌月を支給開始月とする特例

平日の日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。